

第2章 第4期小郡市障害福祉計画の進捗状況

1. 相談支援体制の充実・強化

小郡市においては、平成24年度より「基幹相談支援センター」の運営を「小郡市障害者生活支援センターサポネットおごおり」に委託し、相談支援体制の強化、充実を図ってきました。

しかし、「サービス等利用計画」の作成対象者が拡大され、急速な制度移行により、圏域的に相談支援専門員が不足しており、「基幹相談支援センター」が積極的にサービス等利用計画を立てざるをえない状態で、本来の役割である「他の相談支援事業者との連絡調整」や「困難事例への対応」等が十分に行えない状況となっており、地域における相談支援専門員の確保が課題です。

2. 小郡市自立支援協議会との連携

第4期小郡市障害福祉計画の具体化に向けて、小郡市自立支援協議会と協議・連携しながら様々な取り組みを行い、地域のニーズの把握や関係機関との連携強化、スキルアップ等に取り組んできました。

今後も活動を継続し、専門性を高めることで、サービスの質の向上を図っていきます。

(1) ネットワーク会議

市内の障がい福祉にかかる相談支援事業者、障がい福祉サービス等事業者、当事者団体、ボランティア団体、医療機関、教育機関、市（福祉課障がい者福祉係）等が集まり、事業者紹介やワークショップを取り入れた研修等を通じて、ネットワークを強化してきました。

今後も、関係機関とのネットワークをいかしながら、連携を強化していく必要があります。

(2) ワーキングチーム活動

平成26年度より就労・児童通所・居宅・日中活動・住まいの5つの専門分野ごとのワーキングチームを設け、スキルアップに向けた研修や事例検討会等を行ってきました。また、市内のみならず近隣の事業者や関係機関等まで対象を広げた「就労セミナー」を行い、広域的なネットワーク構築や人材育成を行ってきました。

平成29年度より新たに相談支援事業所のワーキングチームを設け、更に充実を図ってきました。今後も各ワーキングチームの活動がより専門性を高める場となるよう、活動を充実させていく必要があります。

(3) トータルケアマネジメント

相談支援の充実を図るため、平成26年度より相談支援事業を行ううえでの課題

の抽出や、相談支援専門員のスキルアップを図るための研究等を行える体制を整えており、今後も活動を充実させていく必要があります。

(4) 学校教育連絡会

教育機関や子育て支援課との意見交換の場を設け、連携を図ってきました。障がいの疑いのある子の早期発見・早期支援を進めていく点からも、教育機関や関係機関との連携を深めていく必要があります。

(5) イベント・啓発活動

平成28年度に地域の方々の障がいに対する理解促進と交流の場を設ける目的で、「みんなで挑戦」～Xmas in OGORI～のイベントを開催し、多くの方に参加していただきました。トナカイに扮した参加者505名が「赤鼻のトナカイ」を合唱し、見事ギネス世界記録に認定されました。

また、市内の各障がい福祉サービス事業所を紹介する「ふくしらんガイド」を作成し、市民や関係機関等に配布し啓発に努めました。今後も継続して啓発活動を行っていく必要があります。

(6) 福祉計画チェック委員会

第4期小郡市障害福祉計画の推進状況について、半期ごとに数値目標の達成状況等を点検・評価してきました。今回の基本指針において、PDCAサイクルによる障がい福祉計画の見直しが定義されたことから、評価方法等を構築し、今後も点検・評価を継続していく必要があります。

(7) ケース検討会

困難事例に対する支援について必要に応じて関係機関・当事者が集まり、当事者の想い、障がいごとの特性、各事業所の関わり方、社会資源情報の共有を行い、支援方針等について協議を行いました。今後も必要に応じて行っていく必要があります。

3. 障がい児支援の充実・強化

小郡市においては児童発達支援センター2ヶ所、児童発達支援4事業所、放課後等デイサービス6事業所があり、障がい児への支援の充実が図られています。しかし、利用者や利用量が急増している点等から、障がい児のニーズに応じた居場所づくりを進めていく必要があります。

平成27年度より巡回支援専門員整備事業を実施しており、発達障がい等に関する知識を有する専門員が小郡市内の保育所等を巡回し、支援をする職員や保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行っています。ケースに応じて、適切な支援につなぐことができるよう、関係機関との連携強化に努めていく必要があります。

4. 障がい者の地域生活移行の一層の促進

福祉施設や医療機関等に入所・入院中の障がい者の地域移行のための受け皿となる自立訓練やグループホーム等については、自立訓練（機能訓練）は未だ市内に事業所が無く、自立訓練（生活訓練）事業所が2事業所と平成24年度からの増減はありません。

しかし、国の基本方針でも示されているとおり「福祉施設から地域生活への移行」や「入院中の精神障がい者の地域移行」を進めていく点から、地域での居住の場となるグループホーム、地域で生活を送る訓練を行う場である自立訓練事業所や、地域生活を支援する新たなサービスの自立生活援助等のサービス必要量を確保していく必要があります。

5. 就労支援に向けた取組み

平成26年度は就労継続支援（A型）1事業所、就労継続支援（B型）4事業所で充分とは言い難い状況でしたが、現在は就労継続支援（A型）5事業所、就労継続支援（B型）6事業所と増加に伴い、利用者も増加しています。

また、障がい者の就労に向け、自立支援協議会と連携しながら特別支援学校等の教育機関とネットワーク構築に努めてきました。今後もネットワークをいかしながら、就労に向けた支援の充実を図ります。

6. 一般就労等への移行支援の強化

平成26年度には就労移行支援が3事業所でしたが、現在は5事業所となっていることから、一般就労等への移行支援の強化が図られているところです。また、「障がい者就業・生活支援センター」と連携を図りながら、障がい者が一般就労できるよう支援を行ってきました。

しかし、一般就労へ移行できた人はわずかであり、職場の受け入れ体制にも関わることであるため、今後自立支援協議会を通じて障がい者に雇用の門戸を開いている職場とのネットワーク構築を進めていくよう努めます。

また、一般就労できた人でも就労を継続していくことが難しい状況もあるため、就労定着に向けた支援を行う必要があります。

7. 虐待防止に対する取り組みの強化

小郡市においては、障がい者支援施設等従事者による虐待事件があったこともあり、小郡市自立支援協議会のネットワーク会議において、虐待に関する研修等を取り入れる等、取り組みを強化してきました。

今後も、関係機関の連携を強化し、虐待が二度と起こらないようにする取り組みを進めていかなければなりません。